

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾花沢市長 結城 裕

市町村名 (市町村コード)	尾花沢市 (06212)
地域名 (地域内農業集落名)	常盤地区 (古殿、荒町・畑沢、細野、九日町・袖原、三日町、六沢、鶴子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻を基幹作物として、そば、露地野菜(大根、アスパラガス、すいか等)、飼料作物(えん麦)、山菜などの作付けや、繁殖・肥育牛の畜産経営が行われている。しかし、農業者の高齢化が進んでおり、担い手が確保されている集落もあるが、担い手が十分いるという状況ではない。
今後、農業者の年齢・体力的な限界や農機具の更新時期が来ることから、5～10年後には農業をやめる意向を示す農家がかなり多くなると予想される。このため、その受け皿となる、多様な人材による新たな担い手の育成・確保が急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、10～20a区画、大きくても30a区画の水田が多く、担い手への農地の集約化があまり進んでいない地域・集落もあるため、作業効率が上がらない状況となっている。したがって、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を図り、作業効率を上げることが必要となっている。
また、農地中間管理機構を活用して農地の集積を図ることで交付される「地域集積協力金」については、交付を受ける地域で話し合いにより協力金の使途を決められる仕組みになっており、共同利用する農業用機械の購入や担い手支援などに役立てることが可能なので、本年度、取り組みを進めている集落もあり、今後、他の集落・地域でも取り組みを検討する。
また、当地区は中山間地域で、今後担い手が少なくなること予想されることから、水路・農道の管理についても、集落ごとにでは対応が難しくなったところでは、広域的な取組についても検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,119 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,119 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とその周辺の農地、特に基盤整備されている農地を中心に、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」とする。
基盤整備されていない農地も現在は耕作されているものの、5年後、10年後を想定すると耕作者の高齢化のため「保全・管理区域」になる可能性がある地域があるが、「保全・管理区域」については、今後の状況を見ながら判断することとし、現時点では定めないこととする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農作業の効率化のためにも、地区内の農業を担う者への農地の集積・集約化が必要と考えている。 また、現在、農業を担っている耕作者が高齢化していくため、今後、農地の集積・集約化の対象となる地区内の農業を担う者の育成・確保が必要と考える。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を進めるとともに、農地中間管理機構を活用した際のメリットとなっている「地域集積協力金」についても、その活用用途を含めて、今後の取り組みを検討する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>基盤整備事業については、現在、当地区の「鶴子六沢土地改良区」内において基盤整備事業を施工中であり、本年から一部施工済みの農地で作付けが始まった状況である。 今後も、その他の地域・集落で、基盤整備事業(区画整理、暗きょ排水等)について、話し合いを行い検討を進めていく。 なお、その際には、地区・集落に合った基盤整備(規模や施工期間等)となるように検討していく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>多様な経営体の確保・育成は、今後の地区の農業の維持に必要なものなので、多様な人材による若い担い手の育成・確保を進めていく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>JAの農業機械銀行(農作業の受委託等を行う)を通じた農作業の受託や、転作作物の「そば」を効率的に生産するための転作組合等の活用を今後も継続していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①追い払い花火の配布、罟猟やサル捕獲の大型檻の設置等を継続するとともに、獣害防止を効率的に行うため、今後は地域で一体的に電気柵の設置に取り組むことも検討していく。 ②有機・減農薬・減肥料への取組として、堆肥散布の実施を奨励していく。 ③スマート農業への取組として、ドローンを使った農薬散布などから進めていく。 ⑦保全・管理については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した取組として、除草や水路の管理に継続して取り組んでいく。</p>									